

幼・小・中学校における選択性緘黙に関する質問紙調査（Ⅱ）

—支援体制の整備状況と今後の課題—

○奥村真衣子

松下浩之

酒井貴庸

下山真衣

園山繁樹

(筑波大学人間総合科学研究科) (山梨大学教育学域) (甲南女子大学人間科学部) (信州大学学術研究院) (筑波大学人間系)

KEY WORDS: 選択性緘黙 学校 支援体制

I. 問題と目的

わが国の教育制度では、選択性緘黙は情緒障害に含まれ、特別支援教育の対象となっている。通常学級での支援に加え、必要に応じて通級指導教室や情緒障害特別支援学級で教育を受けることができる体制となっている。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）において、情緒障害のある子供の教育における合理的配慮の観点の一つとして支援体制に言及しており、専門性のある指導体制の整備や、子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮が求められることが示されている。具体的には、情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深められるようにすることが明記されている。

以上のように、具体的な支援体制のあり方が示されているものの、実態がどの程度伴っているものなのか明らかになっていない。そこで、本研究では、一定地域内にある公立の幼稚園、小学校、中学校を対象に質問紙調査を行い、選択性緘黙に対する支援体制の有無や必要な校内体制について明らかにすることを目的とした。

II. 方法

1. 調査対象と調査時期：関東地方のA県B教育事務所管内にある公立幼・小・中学校全269校（幼稚園36園；子ども園2園含む、小学校165校、中学校68校）を対象に、2017年2月10日～3月10日にかけて実施した。

2. 調査方法：郵送法にて、選択性緘黙の支援体制に関する以下の項目の有無を問い、さらに必要と考える校内体制について自由記述で回答を求めた。支援体制の有無について、①教員間の情報共有、②スクールカウンセラー等による専門的支援、③通級指導教室の活用、④特別支援教育コーディネーターによる連携・調整、⑤研修会の実施の5項目から問うた。

3. データの処理：幼稚園14園、小学校46校、中学校15校の計75校から返送があり、すべてを分析対象とした（回収率27.9%）。それぞれの項目について、学校種ごとに単純集計を行い、体制整備率を算出した。自由記述については、文脈を考慮してセグメント化し、コーディングを行ったのち、コード間の比較をしながらカテゴリ分けを行った。

4. 倫理的配慮：調査目的、及び回答は自由であることを記した説明書、並びに校（園）長が署名する研究協力承諾書を同封し、回答と一緒に承諾書を返送してもらった。

III. 結果

選択性緘黙に対する支援体制の有無について、Fig. 1に示した。支援体制5項目に対しすべてなしと回答した学校は「支援体制なし」とし、1項目でもあると回答した学校は「支援体制あり」として集計した。その結果、幼稚園では小学校と中学校に比べ、支援体制がない割合が高く、選択性緘黙児が在籍していない園では、支援体制の整備がなされていなかった。

支援体制の項目別に見ると、整備率が高いものから順に、

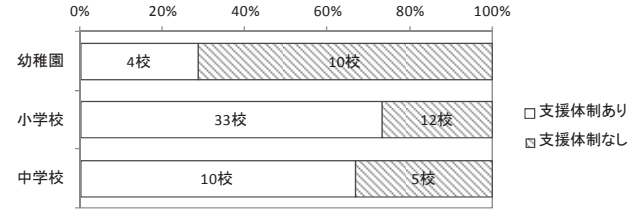


Fig. 1 学校種別の選択性緘黙に対する支援体制の有無

「教員間の情報共有 (62.7%)」、「特別支援教育コーディネーターによる連携・調整 (46.7%)」、「スクールカウンセラー等による専門的支援 (34.7%)」、「研修会の実施 (20%)」、「通級指導教室の活用 (5.3%)」であった (Table 1)。

Table 1 選択性緘黙に対する支援体制の整備状況(項目ごと)

	支援体制 N (%)				
	教員間の情報共有	SC等による専門的支援	通級指導教室の活用	特別支援教育Coによる連携・調整	研修会の実施
幼稚園 (n=14)	4 (28.6)	2 (14.3)	1 (7.1)	2 (14.3)	0 (0.0)
小学校 (n=46)	33 (71.7)	17 (37.0)	3 (6.5)	24 (52.2)	12 (26.1)
中学校 (n=15)	10 (66.7)	7 (46.7)	0 (0.0)	9 (60.0)	3 (20.0)
全体 (n=75)	47 (62.7)	26 (34.7)	4 (5.3)	35 (46.7)	15 (20.0)

さらに、教職員が必要と考える校内体制について、自由記述の結果をTable 2に示した。「専門性の涵養」、「学内連携」、「支援環境整備」、「家庭との連携」が必要な校内体制として浮上した。特に、外部専門機関による指導・助言や、研修会の必要性を挙げる回答が多かった。

Table 2 教職員が必要と考える校内体制

カテゴリ	コード	具体的内容
専門性の涵養	・外部専門機関との連携	・大学、医療機関など専門家の指導・助言、コンサルテーション
	・研修会の開催	・正しい理解や適切な対応を知るための研修会
学内連携	・ケース会議の開催	・ケース会議や校内支援委員会による実態把握と共通理解の促進
	・共通理解の促進	・学級担任を中心に、学年教員、および学校全体でのサポート体制
	・教職員間の相互サポート	
支援環境整備	・物理的環境整備	・少人数で安心して過ごせる場所の確保や特別支援学級、保健室の活用
	・人的環境整備	・専門性の高いスタッフや介助員の配置
家庭との連携	・保護者との情報交換・協力	・特別支援教育コーディネーターが保護者と学級担任との「かけはし」となり、学校と家庭の様子を共有できるような体制
		・信頼の獲得と支援への協力要請

IV. 考察

選択性緘黙に対する支援体制として「教員間の情報共有」はあるものの、「スクールカウンセラー等による専門的支援」や「通級指導教室の活用」といったより積極的な支援の実施は少なく、「研修会の実施」はその必要性に反して実施率が低いことが示された。また、在籍児がなければ、体制整備が進まない現状がうかがえるが、そのことが早期発見・早期支援の機会を摘んでいる可能性もある。在籍の有無にかかわらず、早急の体制構築が望まれる。

V. 引用文献

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～. http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/tokubetu/material/1340250.htm.

〔付記〕本研究はJSPS 科研費 16H03808 の助成を受けた。(OKUMURA Maiko, MATSUSHITA Hiroyuki, SAKAI Takanobu, SHIMOYAMA Mae, SONOYAMA Shigeki)